

様式第1号（第5条関係）

市民参画の手続の実施について

対象施策の名称	第三次北本市環境基本計画
市民参画の手続の実施時期	令和6年5月から令和8年3月
市民参画を求める方法	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートの実施 ・附属機関等の開催（北本市環境審議会）
対象施策が定められるまでの手順	<ul style="list-style-type: none"> ①アンケートの実施 ②北本市環境調整会議、北本市環境調整検討部会の開催 ③北本市環境審議会の開催 ④パブリック・コメント手続の実施 ⑤第三次北本市環境基本計画の策定
担当課名	市民経済部環境課
特記事項	